

今月の



隣に伝えたい

新たな言葉と概念

【合理的配慮】

英 reasonable accommodation

和 合理的配慮

【用語解説】

合理的配慮は、2006年に国連総会にて採択された「障害者の権利に関する条約（Convention on the Rights of Persons with Disabilities）」のなかに登場した新しい概念である。条約の第二条には「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合に必要とされるものであり、かつ均衡を失した、または過度の負担を課さないものをいう」と定義されている。また、第五条では「平等を促進し、差別を撤廃するために、締約国は、合理的配慮が確実に提供されるようにするためにあらゆる手段を講じる」と義務づけている。簡約すれば、障害のある人が障害のない人と対等にふるまい、平等に権利を享受できるよう、必要な配慮を行うことを締約国に義務づけたということである。同条約では、合理的配慮を提供する範疇として、身体的自由と安全（第十四条）、教育（第二十四条）、雇用（第二十七条）が挙げられており、ほかにも公共施設、交通機関、情報通信などへのアクセシビリティの保障（第九条）が謳われている。我が国では、2014年の同条約批准にあたり、関係する国内法が順次整備された。合理的配慮に関係する主な法律として、改正障害者基本法（2011年）、障害者虐待防止法（2011年）、障害者差別解消法（2013年）が挙げられる。これらの法律では、共通して合理的配慮の不提供と障害者への差別的対応を禁止している。合理的配慮の中身は、教育、雇用のみならず医療、福祉など多岐にわたるため、各関係省庁が指針、ガイドライン、事例集をホームページなどに提示している。医療機関に従事する職員も例外なく、これらの資料の内容を熟知しサービス提供に努める必要がある。

【参考図書】

- 1) 藤井克徳著. 私たち抜きに私たちのことを決めないで：障害者権利条約の軌跡と本質. 埼玉；やどかり出版；2014.
- 2) 清水貞夫・西村修一著. 合理的配慮とは何か？：通常教育と特別支援教育の課題. 東京；クリエイツかもがわ；2016.
- 3) 中央法規出版編集部編. 障害者差別解消法：事業者のための対応指針（ガイドライン）不当な差別的取扱い・合理的配慮の具体例. 中央法規出版；東京；2016.

（静岡てんかん・神経医療センター 主任児童指導員 阿尾有朋）

本誌55p に記載